

屋内運動場使用規定

申込手続き

● 受付期間

使用申込みは、使用する日の前月1日から15日の間に受け付けをします。
締切り日以降は先着順となります。

● 申込方法

「**体育施設使用許可申請書**」を使用月ごとにシルバー人材センターに提出してください。FAX、メール(PDF添付)可

社会教育関係団体及び福祉関係団体主催の行事・大会等で減免を必要とする場合は、「**体育施設使用料減免申請書**」
と**開催要項を添付**のうえ同時に提出してください。

使用可能回数は、原則として一団体につき週2回以内とします。

各種大会、スポーツ教室などの公的事業を優先します。使用希望日が重なった場合は、事務局を通じて連絡調整を
します。

- ・申請書用紙は、屋内運動場入口に備え付けのほか当センター公式ウェブサイトからダウンロードできます。
- ・当月・翌月分予約状況を掲載しておりますのでご確認ください。 ※翌月分の掲載は16日以降となります。

<https://www.iiyama-sjc.com> トップページ → 「屋内運動場予定表」

使用料

社会教育関係団体として認められた団体以外は、使用料は有料となります。

照明(電灯)使用料については、認定団体であっても有料となります。

| ※飯山市体育施設条例 より抜粋 令和元年10月改定 10円未満切捨て | | | | ← 1日使用した場合 → | | | |
|------------------------------------|-------------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 区分 | | 9時 ～ 12時 | 13時 ～ 17時 | 18時 ～ 22時 | 9時 ～ 17時 | 13時 ～ 22時 | 9時 ～ 22時 |
| 使用料 | ゲートボール (1面につき) | 1,040円 | 1,270円 | 1,270円 | 2,310円 | 2,540円 | 3,180円 |
| | 運動場 | 2,110円 | 2,550円 | 2,550円 | 4,660円 | 5,100円 | 6,390円 |

※ ゲートボール使用は半面(1面)基準。

(備考)

- 1 許可された使用時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間につき、当該使用時間の区分に定める
使用料の1時間当たりの額を加算する。1時間未満のときは切上げとする。
- 2 個人で使用する場合は使用料は、当該使用時間の区分に定める使用料の額の100分の10に相当する
額とする。 ※占有せず、他の使用希望者と共同使用しても差し支えない場合。
- 3 市外に住所を有する者で、かつ、市外に勤務する者が使用する場合は使用料は、当該使用料の額の
100分の200に相当する額とする。
- 4 電灯の使用料は、1時間につき 200円とする。

◎ ご不明な点はお問い合わせください。

(公社)飯山地域シルバー人材センター 事務局 平日8:30～17:15

電話 0269-63-2915 FAX 0269-67-2915

メールアドレス iiyamasc@sjc.ne.jp